

施政方針（令和6年第1回定例会）

皆さま、おはようございます。

令和6年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度の当初予算案、その他、諸議案のご審議をお願いするにあたり、所信の一端と大綱を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年、年明けの日、能登半島で最大震度7を観測する地震が発災し、多くの方が被災され甚大な被害をもたらしました。

この度の地震でお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

当町といたしましても、被災地の迅速な復旧に向け、被災地支援のため職員派遣に取り組んでおります。静岡県との対口支援として決定しました石川県穴水町に、これまでに避難所運営、住家被害認定調査、罹災証明発行、災害マネジメント総括支援業務に職員8名、応急給水業務に職員2名、健康支援・衛生管理業務として保健師1名、計11名を派遣し活動してまいりました。なお今後も派遣の準備を進めているところであります。また、駿東伊豆消防組合では、静岡県の緊急消防援助隊に1月1日から20日までの間、延べ53隊182人が被災地で活動しました。

まずは能登半島地震からの復旧に最大限の協力をさせていただくことを最優先に考えながら、今回の能登半島地震から多くの教訓を学ぶことも重要だと考えています。

今回、地震災害に見舞われた「能登半島」と我が「伊豆半島」とは、似ている部分が多く、例えば半島内に住む人口は「能登半島」で約50万人、「伊豆半島」は約60万人、そして半島の中央部を高規格道路が貫いております。

能登半島には能越自動車道が、そして伊豆半島には伊豆縦貫自動車道が走っていますが、能越自動車道は供用率91%に対し、伊豆半島は38%に留まっており、その点では伊豆半島の方が災害時にはよりシビアな状況になることが予想されます。

このような状況でもありますので、派遣職員には、被災地支援に尽力するよう激励するとともに、現地での体験を基に当町防災対策への意見や現地での取組等について情報を収集するよう指示いたしました。またこの地震については連日、新聞・テレビ等で報道されております。職員には、報道等を基に、地震に対する対応や備え等について、調査検討を行い、改善に取り組むよう併せて指示いたしました。この地震の教訓を今後の東伊豆町の防災対策に活かすことがとても重要だと考えています。

このたびの能登半島地震において、木造家屋の倒壊が大きな問題となりました。当町においては、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するための「木造住宅耐震補強助成事業」を設けております。昭和56年以前の建物も耐震補強を実施することにより、新築住宅と同等な耐震強度を得ることが可能となります。町民の皆様には住宅の改修工事などと併せて、町の補助金制度を活用し、耐震化対策を進めて頂きたいと思っております。

今回の予算編成ですが、令和4年度から重要施策や推進すべき施策をとりまとめた、「行財政運営と改革の基本方針」東伊豆町版骨太の方針を策定してきております。その柱となります「安全・安心の確保」、「郷土愛・東伊豆愛の醸成」、「稼ぐ力の復活」、「時代変化への順応」、「行政改革の推進」の5つの施策、また草案の段階ではありましたが、「まちづくりの基本的な方向性を示す指針」であります「東伊豆町まちづくり総合指針」を基に、予算編成の方向性を示し、予算編成いたしました。

それでは、予算規模について申し上げます。

まず、一般会計の予算規模は、59億8千7百万円となり、令和5年度当初予算に対しまして、4億1千万円、7.4%の増となっております。

次に、国民健康保険、介護保険など6つの特別会計は合計で、34億3千7百46万円となり、前年に比べ0.1%の減となりました。水道事業会計は支出ベースで、7億6千6百71万8千円で、前年対比2.2%の増となっております。

一般会計当初予算歳入のうち、自主財源の根幹をなす町税は全体で、前年対比0.8%、1千4百25万6千円の減収となる17億6千8百88万3千円を予算に計上いたしました。このうち町民税につきましては、賃金上昇などによる個人町民税の緩やかな伸びや、企業収益の回復による法人町民税の増加により、1.5%の増収を見込んでおります。また、町税の約6割を占める固定資産税におきましては、令和6年度が評価替の基準年度となり、宅地等の地価が平均1.3%下落している状況や、家屋の経年補正などの影響を受け、2.3%の減収となる厳しい状況が継続しております。

財源確保における重要な課題である町税の収納率向上を図るため、静岡地方税滞納整理機構の活用による滞納整理をはじめ、賀茂地区1市5町で構成する賀茂地方税債権整理回収協議会との連携を深めるとともに、納税者の利便性を高めるQRコード納付などを促すことで、さらなる税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に地方交付税のうち普通交付税につきましては、令和5年度と同額の13億7千5百万円を計上いたしました。臨時財政対策債の計上額1千5百万円と合算した額は、13億9千万円となります。国・県からの情報に基づき試算した結果と合わせ、近年の実績も勘案したものでございます。また、特別交付税は、地域おこし協力隊を新たに採用する計画から、採用の財源が特別交付税により措置されるため、前年対比1千万円増の9千5百万円を計上いたしました。

寄附金のうち、ふるさと納税寄附金は前年度比1億1千万円増の5億1千万円を計上いたしました。地域おこし協力隊を新規に1名採用し、2名体制にするなど、さらなる取り組みにより、ふるさと納税の増額を図ってまいります。

それでは、令和6年度の具体的な取り組みの概要をご説明いたします。

最初に「安全・安心の確保」についてであります。

防災関係ですが、今後発生が危惧されている、南海トラフや駿河トラフ、相模トラフでの大規模地震や近年多発している風水害や土砂災害等の自然災害に備え、令和6年度も6月に土砂災害防災訓練、9月と12月にそれぞれ大規模地震の発生を想定した総合防災訓練、地域防災訓練、さらに3月には、津波避難訓練の実施を予定しております。自然災害はいつ起こ

るかわかりません。本年1月1日の能登半島地震では、住宅や道路、港湾施設に甚大な被害をうけ、救出活動や物資の搬入に時間を要しました。当町におきましては一昨年、町外への陸路が寸断されたことを想定し、国土交通省 中部整備局 清水港湾事務所と港湾業務艇、遊漁船を使用した緊急物資輸送及び観光客移送訓練及び中部地方初となるドローンによる海上からの緊急物資輸送の実証実験をおこなっております。

能登半島地震では孤立した集落が発生しました。東伊豆町でも大川・北川地区が災害時孤立予想集落とされております。その回避のためにも大川地区から奈良本地区までの県代行業・町道湯ヶ岡赤川線の早期完成、さらに伊東市への北進、河津町への南進に向けて取り組んでまいります。

なお、町民の皆様には、7日分の食料や飲料水等の備蓄、発災に備えて自宅の状況や避難所、避難経路をハザードマップで確認されるとともに、各地区で行われる防災訓練への参加をお願いいたします。

災害時避難行動要支援者支援事業を推進することといたしました。避難行動要支援者名簿、個別避難計画を作成し、災害時の避難行動に支援が必要となる方の支援方法を明確にいたしていきます。

また、平成29年度から津波災害警戒区域を対象に地籍調査事業を進めております。官民境界を明確にすることにより、被災後の復興事業の期間が大幅に短縮されますので、引き続き推進してまいります。

消防関係ですが、令和6年度、消防団熱川地区本部車両を導入する予算を計上いたしました。今までは、火災現場や災害現場へ個人の車両により参集しておりましたが、安全かつ迅速に現場に到着し指揮を執ることを目的としております。この他、継続事業として、消防団員が災害現場において適切かつ安全に活動ができるよう防災士や危険物取扱者等の資格を取得できるよう補助金を計上いたしました。火災だけでなく自然災害も頻発する昨今、消防団本部を中心に、団員の負担の軽減を図りながら、知識や技能の向上のための施策を推進し、住民の皆さんが安心して暮らせるよう訓練や講習会を実施いたします。

地域交通対策ですが、2月から奈良本、片瀬、白田地区で始まった住民の「あいのり型」ライドシェアである「ノッカルひがしいず」を令和6年度は、他の地区にも拡充していきたいと考えております。

団塊の世代の方が80歳を迎える3年後から5年後には運転免許証の返納が急増することが予想されることから、一つの節目として、今後の公共交通の在り方について結論を出す必要があると考えていますので、町民の皆さんにノッカルの運用に積極的にご参加、ご利用いただけるようお願いいたします。

道路対策ですが、防災・安全交付金を活用した町道湯ノ沢草崎線の法面对策につきまして、令和5年度をもって大川地区が完了し、北川地区については継続して工事を実施いたします。工事期間中は、通行が制限される等、ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。また、国道135号の機能強化及び大川地区と伊東市を連結するバイパスの実現に向け、国・県に対し粘り強く要望してまいります。

町内の橋梁補修につきましては、5年に1度の点検実施後、補修が必要な橋梁については、

計画的に工事を実施してまいります。令和6年度は3橋の補修工事、4橋の設計委託を予定しております。

なお、懸案であります白田川橋につきましては、将来の地域の在り方を検討し、町にとって最も良い方向を議会の皆様及び地域住民の方々と協議し、決定してまいりたいと考えております。

健康及び感染症対策ですが、町民の皆様が心身ともに、健やかに暮らせるよう、妊娠期から高齢期まで、生涯にわたる健康づくりを推進してまいります。

予防接種事業では、新たに、带状疱疹ワクチンの助成事業と、特別な理由により乳幼児期に接種した「予防接種の再接種」が必要となった場合の、掛かる費用に対する助成を制度化します。

成人保健事業では、特定健診や各種がん検診などの受診勧奨に努めるとともに、健診結果に基づく特定保健指導などの実施率の向上に努め、生活習慣病予防や動脈硬化予防の推進を図ります。

健康増進事業では、各地区のサロンでの出前教室や、ウォーキングイベントを開催するなど、各種健康教室を行い、健康づくりに対する意識を高めてまいります。

また、令和6年度より取り組む「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」につきましては、高齢者の方の「お口の機能強化」対策として、フッ素洗口や「お口の体操」の実施と、低栄養状態の方への栄養士による訪問事業を実施していきます。

福祉対策では、高齢者の補聴器購入に対し、助成することといたします。聴力機能が低下し日常生活において補聴器を必要とする65歳以上の高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の2分の1以内、3万円を限度とし、助成するものです。

また、東伊豆町犯罪被害者等支援条例を制定いたしました。この条例において町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにし、犯罪被害者等の支援に関する基本となる事項を定めております。犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とするものであります。

次に、「郷土愛・東伊豆愛の醸成」についてであります。

ブランディング戦略では、SDGsの推進を目指す当町として、ごみ堆肥化によるごみの減量を進めます。先月、ごみ堆肥化の委託企業と包括連携協定を結び、農業法人を当町に立ち上げることもお約束いただきました。今後は、その堆肥を活用し、有機農法の推進やそこで育てられた野菜等を観光客に提供する循環システムを構築し、またふるさと納税との連携を図っていききたいと考えております。まずは稲取地区のホテル・旅館から排出されるごみの堆肥化により事業を開始いたします。

「ベビーファースト運動」の理念のもと、若い世代が定住し、子どもを安心して生み育てる環境を整備するため、子育て用具購入費補助金制度を整備してございますが、令和6年度より、チャイルドシートの補助金を1万円から3万円、ベビーカーの補助金を2万円から4万円に増額することといたします。

教育環境の向上では、急速に進行する少子化に伴う児童・生徒の減少による教育課題に対

応するため、学校のあり方を検討し、町の未来を見据え、より地域と一体となった新しい学校教育の形や当町にふさわしい特色ある学校教育環境整備を図るよう努めてまいります。また、生涯学習推進大綱の基本目標である「学び・つながり・生かす 心ゆたかな人を育む」の実現を目指し、文化芸術活動の支援と充実、スポーツを通じて健全な精神や肉体の発達を図るため、生涯スポーツ活動の推進など、より一層環境づくりを推進してまいります。

昨年、高校の再編問題の中で、県教育委員会に対し、当町より提案した「幼少中高の一貫性を持たせた教育スタイル」につきまして、県との議論をさらに深めてまいります。

学校給食費につきましては、平成 26 年度に消費税引き上げに伴う改定をして以降、献立の工夫等により金額を据え置いてまいりましたが、昨今の急激な物価高騰等に直面している中で、給食費の額をこのまま据え置くことは、栄養バランスや量の低下を招き、適正な給食の提供が困難な状況となっています。このため、令和 6 年度より給食費を幼稚園児で月額 330 円、小中学校の児童生徒で月額 500 円改定させていただく予定ですのでご理解をお願いいたします。

なお、子育て支援の観点から、給食費改定に伴う助成につきまして、幼稚園児は引き続き無償、小中学校の児童生徒は、現行の助成額、月額 500 円から 1,000 円に増額し、保護者の皆様の負担を増やさないようにしたいと考えております。

幼稚園において、園庭の芝生化を計画しております。敷地内の景観の向上や砂ぼこりの減少などさまざまな効果を期待していますが、園児たちが芝生の上で裸足になって運動したり遊びまわることができるなど、健やかな成長を願うと共に、「ひがしいず幼稚園」の魅力を高めていきます。

図書館につきましては、施設整備として令和 6 年度に雨漏り防止対策の屋上防水工事を計画しております。図書館サービスの充実を図り、今後も利用者の皆様の利便性の向上に努めてまいります。

スポーツの振興におきましては、令和 6 年度よりスポーツ活動を通じて全国大会等に出場する個人または団体に対して奨励金を交付いたします。活躍する選手を激励し競技力向上の一助になればと考えています。

次に「稼ぐ力の復活」についてであります。

観光産業の更なる磨き上げですが、観光関連事業者につきましては、町の観光協会がとりまとめ、国の支援等を受けた施設の改修なども進んでいるところでして、来遊客が完全に戻っていない中においても、お客様の満足度を上げ、客単価を上げていくという方針により、売り上げを確保する方向で対応しております。

町としても各温泉地の活性化のため、地域の要望を細かくとらえ、期待に応えていきたいと考えております。さらに、観光の起爆剤となるような活性化策の提案なども積極的にしていく所存です。

観光協会事業につきましては、細野高原での「山菜狩り」「秋のススキイベント」をはじめ、「ホテル観賞の夕べ」「石曳き道灌まつり」なども変わらず開催していく計画ですが、参加者の増加を目指し、町の考え方なども取り入れていただいた上、内容の改変を続けていただければと思います。

また、インバウンド対応も含め、訪れたお客様が町内において迷わず楽しんでもらえるよう、モバイル端末にて情報収集ができるデジタルマップの整備も進めているところです。

また、稲取細野高原の利活用については、様々な面から検討できるよう協議会を設け、観光活用のみならず、保護保存や環境教育などを検討し、貴重な資源である細野高原を永続的に活用していけるよう進めていくことになっておりますので、町といたしましても積極的に参画していく所存です。

熱川温泉においては、私の発案した街並み整備を進めておりまして、台湾の「九份」的な雰囲気イメージし、温泉街に提灯を飾り付ける計画をしております。観光客を力強く呼び込むことができるスポットの創出に努めてまいります。この取り組みに関しては、地域の観光関係者が率先して活動しておりまして、多くの誘客に結び付く整備ができるものと期待をしております。

静岡県への補助をいただき進めている、北川地区の観光地域づくり整備事業については、令和5年度に事業の中核となる「北川温泉ねこさい広場」の整備が完了し、「ムーンロードテラス」と称して、一般開放されました。ウッドデッキにスロープ、海側にはテーブルも整備されております。また、北川の有志の方々が設置したモニュメントもあり、のんびり海を眺めるには最高の場所となりました。毎月「ねこさいの日」も開催され、焼き魚などがふるまわれるなど、観光客の方々だけでなく、地域の方にも親しまれているところです。

同じく北川では令和6年度に築城石公園の観光トイレを改修する計画を立てております。このトイレは、平成6年に完成してから大きな改修を実施しておらず、バリアフリー対応もできていなかったため、現在のニーズに適応した改修を実施してまいります。

儲かる一次産業の実現ですが、農業関係は、現在「農地の見える化」を進めております。貸出し可能な農地のリスト化や地図への落とし込み。また、それらをネット上で検索ができるような環境の整備を行い、農地情報のDX化を引き続き進めてまいります。農業支援といたしましては、農業関連施設の整備を希望する農業者に対し、国の制度である「農地利用効率化等支援交付金」を活用し、農業を持続するための事業効率化に取り組む方を応援していきます。

また、持続可能な農業経営を支援する「環境保全型農業直接支援交付金」事業や、荒廃農地対策として地域保全管理を促している「中山間地域等直接支払制度補助金」についても継続実施してまいります。なお、県営中山間地域総合整備事業につきましては、稲取排水路、稲取農道1号、2号及び3号について継続事業として実施される予定となっております。水産業につきましても、近年続くキンメダイを中心とした魚介類等、水揚げ量の減少も深刻となっておりますので、原因究明や対応策などを、静岡県水産・海洋技術研究所伊豆分場の意見も伺いながら取り組み、伊豆漁業協同組合稲取支所の要望に応えていきたいと考えております。

県営稲取漁港の整備につきましては、第2船揚場の工事が実施され、第1・第2北防波堤の設計が進められる予定となっております。

観光PR・地場製品の販路拡大については、令和5年度、東京都の渋谷にて開催した、足湯体験をメインとしたイベントである「渋谷温泉イベント」を来年度も開催する計画であります。

す。次回は駅を降りた方の目に留まる場所の階段に、雛のつるし飾りと雛段の展示を追加実施するとともに、大学連携による情報発信力の強化も行うなど、更なる町のPRをしていきたいと考えております。

また、定着してきた二子玉川高島屋での「雛のつるし飾り」の展示、及び町内農産物の紹介を絡めた観光宣伝なども引き続き実施してまいります。

商工関係ですが、新規創業や新規事業に取り組む方を応援するための「創業支援補助金」は今年度も予定以上の申し込みがあり、来年度についても問い合わせがあるなど、町内経済の活性化に明るい話題となっております。新たな挑戦を考えている方にとっても心強い応援となるはずですので、ぜひ御活用ください。

次に「時代変化への順応」についてであります。

空き家対策では、今後、相続に伴う空き家が急増することが予想されますが、昨年、国の法改正があり、管理不全空き家に指定されると住宅用地の固定資産税が最大6倍となります。雨漏りや外壁が脱落するなど状態が悪くなった空き家を活用することは難しいことから、健全な状態のうちに売却などを進めることが重要となります。新年度も引き続き空き家の調査を進めるとともに、専門家を交えた相談会の開催を検討しておりますので、空き家の所有者には、町の空き家バンク制度などを通じて売却を検討していただくようお願いいたします。

移住・関係人口政策ですが、人口が減少する中で町の活力を維持するために必要となる関係人口の構築に引き続き取り組みます。本年1月に始まった「ひがしいずファンクラブ」では1年目は会員数300人を目標に、様々な場面で関係人口の獲得に取り組んでいきたいと考えています。

また、新年度は、関係人口の獲得と、人手不足の解消の取組みとして、ふるさとワーキングホリデーの取組みを開始する予定です。これは主に都市部にお住まいの方に2週間から1カ月程度の期間で農家や旅館などで働きながら町内に滞在していただき、住民との交流や休日には観光などを楽しんでいただく取組みです。

多くの町民からご意見を頂いた旧稲取幼稚園の利活用については、現在、「学び舎」というコンセプトとして概略設計を行っているところですが、町民がお互いに教え合い、学ぶ場、子どもが遊ぶ場、子どもから年配の方が交流できる場を提供し、子育て支援、生涯活躍の支援を進めていきます。

2月16日にプレオープンした稲取駅の観光案内所ですが、4月からは本格運用が開始される予定となっております。町のレセプションとして、時代に合わせてアップデートし、町民の皆さんにも愛着を持っていただけるように、官民一体となって利活用に取組みたいと考えております。

当町の地域おこし協力隊は、新年度から8人となります。更に関係人口、雛のつるし飾り、観光振興、歯科衛生及びふるさと納税の分野で5名を新規に募集しておりますが、最近全国的に地域おこし協力隊の活用が進んでおり、隊員の確保が難しい状況も生じているため、議会の皆様にも人材確保に関して周知等にご協力をお願いいたします。

「行政改革の推進」についてですが、若手職員によるプロジェクトチームを発足させ、

まもなく行政経営指針とD X推進計画を策定しますが、業務改革や電子決裁、ペーパーレス化を進め、効率の良い行政運営を進めていきます。

次に、主な特別会計でございます。

国民健康保険、後期高齢者医療保険関係では、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、国民健康保険の被保険者は減少するものの、後期高齢者医療への加入は年々増加する傾向となっております。また、医療技術の高度化等により、一人当たりの医療費も高くなっております。町としては、未病対策の観点から生活習慣病の改善や早期発見、重症化予防のため、特定健康診査等などの保健事業を推進するとともに、引き続き県及び広域連合と連携を深めながら健全な制度運営に努めてまいります。

介護保険関係では、令和6年度から3か年を計画期間とする「第9期介護保険事業計画」がスタートします。町づくり総合指針の「健康で安全・安心な暮らしの実現」のため、支え合う地域共生社会の実現を目指し、「支え合い、助け合う社会福祉の充実」を基本理念に掲げ、高齢者の心身の健康づくりの推進、地域包括ケアシステムの推進、認知症高齢者への支援、介護サービスの充実に取り組むとともに、持続可能な介護保険制度の確保を図ってまいります。また、この期間の保険料につきましては、現在の介護サービスの状況や今後の給付費及び、介護認定者の推計と介護報酬改定等を総合的に考慮し、現在の基準月額4千840円を据え置く条例改正を今定例会に上程させていただきましたのでご審議願います。

水道事業会計についてですが、水道事業の経営状況は、燃料費をはじめとした物価上昇の影響により、今もなお非常に厳しい状況が続いております。新年度予算編成においても純利益を確保できず大変苦慮したところであります。

水道事業ビジョン等、計画に沿って施設・設備の更新や維持管理を進める中で、ダウンサイジングなどコスト削減を図りながら、効率的な経営を実現していくことが重要であるとは考えておりますが、昨今の社会情勢の変化に対応していくためには、中長期的な視点にも加え、短期的な収支改善に向けた料金水準の見直しなど経営基盤の強化にも取り組んでいく必要があると考えております。

令和6年度には、経営戦略の見直しも予定しておりますので、適切な料金水準についても検討を進めるとともに、コストを抑えながら、持続可能な水道事業を実現できるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、令和6年度の町政運営に対する基本的な考え方について、その概要をご説明申し上げます。

最後になりますが、これまでも申し上げてきましたとおり、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、総合計画の基本部分である基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の独自の判断に委ねられることになりました。加えて少子高齢化・人口減少が進展し様々な課題が噴出する中、D X・A I などの新技術や新しい発想を活用し、急速に変化する社会情勢に柔軟でスピード感のある対応を図ることが求められるようになりました。

この状況を踏まえ、これまで策定していた「まちづくりの基本的な方向性を示す指針」を「総合計画」から「東伊豆町まちづくり総合指針」へ転換し、これまでの「行政計画」とし

での位置づけを「町民等との協働による行政運営」という位置づけにシフトすることと致し、多くの町民の皆様のご協力をいただき「東伊豆町まちづくり総合指針」の策定に取り組んできましたが、この度、この「東伊豆町まちづくり総合指針」が完成いたしました。今後はこの指針を基に町民と行政が一体となって事業を進める協働の町づくりを推進し、町の発展のために誠心誠意取り組んでまいります。議員各位並びに町民の皆様に、ご理解とご協力をお願い申し上げ、令和6年度の施政方針といたします。